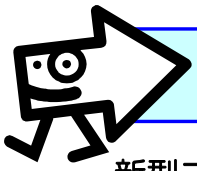
企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社
〒343-0816　埼玉県越谷市弥生町3-33-4F
TEL：048-940-5246　FAX：048-940-5247
E-mail：　info@cmns.jp
URL：http://www.cmns.jp



助成金を活用しよう【　両立支援等助成金　】

新型コロナウイルス感染症への対応とした「小学校休業等対応助成金」は3月末で廃止となりましたが、4月1日以降に取得した休暇については両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））の対象となります。

【育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）】

臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に対し、賃金全額支給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して支給されます。

① 特別有給休暇（賃金全額支給のもの）を７日以上取得できる制度について規定化していること
② 両立支援の仕組みとして、次のいずれかの措置についての社内周知をしていること
- テレワーク勤務　・短時間勤務制度　・フレックスタイムの制度
- 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）

対象労働者１人につき、①に定めた特別有給休暇を１日以上取得
（分割の場合は、１日の平均所定労働時間以上取得）

１人あたり10万円（１事業主につき10人まで　上限100万円）



【労働安全衛生法に基づく健康診断】

事業規模・業種を問わず、事業主は、従業員に対して健康診断を実施しなければなりません。法令順守というだけでなく、病気の早期発見や予防のためにも、必ず実施しましょう。

ここがポイント！

◆ 職場で実施する主な健康診断の種類
- 雇い入れ時の健康診断（入社前３ヶ月から入社後１ヶ月以内を目安に実施）
- 定期健康診断（１年に１回実施）
- 深夜業従事者の健康診断（６ヶ月以内ごとに１回実施）

◆ 法律に基づく健康診断の費用は、すべて会社負担です。
（要件を満たす方に対しては、協会けんぽや健保組合から健診費用の補助があります）

◆ 対象者は、常時使用する労働者です。（一部のパートタイマーも含まれます）

★ 最新の情報に関しましては、コムニスサポートまでお問い合わせください。